

## 天津市政府と進出日系企業との意見交換会 議事録

1. 日時： 2018年12月18日（火）14：00～18：00
2. 会場： 天津市商務局 4階報告庁
3. 主催： 天津市商務局、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所
4. 言語： 日中逐次通訳
5. 次第：
  - (1) 主な出席者紹介（天津市商務局）
  - (2) 開催趣旨および政策説明「京津冀における天津市の目指す方向性と天津経済の未来に向けた政策」（天津市商務局）
  - (3) 日系企業が直面する問題についての意見交換（日系企業、天津市各政府部門）
    - ・環境規制①
    - ・労務問題
    - ・政策説明会
    - ・環境規制②
    - ・公共交通インフラ整備
    - ・行政手続き（会社登記簡易抹消、銀行口座抹消、法定代表者交代、公印）
    - ・土地の用途変更
    - ・危険品管理
    - ・税務
  - (4) 総括
6. 議事録：

### (1) 主な出席者紹介（天津市商務局）

本日の意見交換会を開始します。尊敬する堂ノ上所長様、尊敬する日本の友人の皆様、来賓の皆様、こんにちは。ビジネス環境を改善し、また在天津の日系企業が普段経営上、直面する課題、問題ならびに皆様から提案をいただくために、天津市商務局、日本貿易振興機構北京代表所が共同で、本日在天津日系企業との意見交換会を開催する運びとなりました。、本日参加の友人の皆様ならびに各企業の責任者および天津の各関係部署の参加の皆様に対し、心より歓

迎の意を表します。

本日の来賓を紹介します。まず、ジェトロ北京事務所の堂ノ上所長。天津日本人会の永田会長。ならびに在天津の日系企業の責任者の皆様。

天津市側からの参加者ですが、天津市商務局の高麗娟副局长。天津市政府政務服務弁公室の王延維副主任。天津市道路輸送管理局の張捷副局长。南開区の王偉常務副区长。それ以外に中国側の出席者は、天津市生態環境局、天津市応急管理局、天津市税務局、天津市人力資源・社会保障局、天津市住宅・都市農村建設局、天津市規画自然資源局、天津市道路輸送管理局、天津市市場監督管理委員会、天津市政府政務服務弁公室、天津税関、中国人民銀行天津分行、天津市銀行保險監督管理局、ならびに天津市の南開区、西青区、濱海新区政府の代表、および天津市商務局の関連部署の責任者。

私は天津市商務局の張文剛と申します。本日の司会役を務めます。

それではまず、天津市商務局の高副局长より挨拶ならびに天津市の状況について紹介します。

## (2) 開催趣旨および政策説明「京津冀における天津市の目指す方向性と天津経済の未来に向けた政策」（天津市商務局）

皆様、こんにちは。本日、天津市商務局の張愛国局長が別の公務の為、参加できず、私が張局長の要請を受けて本日皆様と交流させていただきます。

尊敬する堂ノ上所長、尊敬する永田会長ならびに各企業の代表の皆様、こんにちは。2018年が去り2019年を迎える時期ではありますが、本日ここで天津市商務局と日本貿易振興機構北京代表処が共催して、在天津日系企業との意見交換会を開催することになりました。皆様とお会いできてうれしく思います。本日の意見交換会の主旨、目的は、主に在天津日系企業の皆様から、我々の普段の仕事に対する提案、意見、また日頃直面している課題点、問題点などを聞き、我々も仕事について今後更に改善しよいビジネス環境をつくり、企業の皆様のビジネスの発展などにつなげていければと思います。今回の意見交換会の準備にあたって、ジェトロ側からこの場を借りて天津市の今後の発展の重点、また天津の位置付けなどについて紹介してほしいという依頼がありましたので、私から簡単に説明します。

天津市の都市の位置付けについてですが、一連の調整などを経て、中央政府から天津市の都市機能は次のように定められました。全国の先進的製造および研究開発の基地、北方の国際運輸の中核地域、金融イノベーションのモデル地域、改革開放の先行区です。簡単に言うと、「一

基地三区」という位置付けです。この位置付けは中央政府が北京・天津・河北の協調のとれた発展のために、天津市の今後の発展の使命として定められています。また、天津市の今後の取組みの重要な方向でもあります。

まず、この天津の位置付けの1つ目。先進的製造および研究開発の基地という位置付けですが、北京・天津・河北の協調のとれた発展戦略の中で、北京市、河北省、天津市の3地域において、先進的製造および研究開発基地という位置付けは天津市のみです。天津市に由来からある、良好な産業基盤にその理由があります。例えば、宇宙航空、装備製造、石油化学などの分野において天津市には良好な産業基盤があります。この位置付けにおいて、天津市は現在、AI、バイオ製薬、新エネルギー新素材の3分野の発展に力を入れています。この3分野は、その他の地域に比べると、天津市は優れた条件を備えています。AI産業において、天津市は中国のスーパーコンピュータ「天河1号」をすでに持っています。さらに「天河3号」というスーパーコンピューティング・センターも、これから造る予定です。天津市は今後、中国のベースソフトウェアのセンターを目指しています。インターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティングなどの産業においても、天津市は代表的な研究開発企業があるのみならず、国を代表するような製造業もあります。AI産業において、優れた技術的な基盤があります。バイオ医薬などの産業において、天津市はバイオ医薬、化学薬品、漢方薬、医療機器など、産業全体に強い力があります。国家レベルの研究開発チームがあり代表的な企業もたくさんあります。今後はさらなる高次元への発展を目指しています。新素材の産業において、天津市は比較的整備された一貫した産業チェーンがあります。この分野も今後の重点的な発展対象です。以上のように、これらの産業において天津市はさらに力を入れて先進的製造および研究開発基地に向けて今後も頑張っていきます。これらの産業は、国内外の企業が今後、天津市と連携・協力する上でも非常に恵まれたチャンスになると思います。

2つ目の位置付けである北方国際航運センターに関して、天津市は「シルクロード経済帯」「21世紀海上シルクロード」「中国・モンゴル・ロシア経済回廊」の重要なセンターです。またアジアと欧州をつなぐルートにある重要な港都市です。天津港は中国の北方地域における最大の総合的な港です。現時点で、世界の180以上の国・地域の500余りの港との間で通商関係があります。2017年、天津港の貨物取扱量は5.1億トンに達し、コンテナ取扱量は1,500万TEUでした。国のハブ的な港としての役割も極めて重要です。天津港は天津市の港のみならず、北京・天津・河北を一体化した地域の港でもあります。さらに中国の華北・西北地域の重要な港でも

あります。中央政府から、天津市は今後、中国北方の国際輸送センターを目指すよう要請されています。この国際輸送センターという位置付けで、今後皆様との間でも、いろいろな連携・協力の可能性が大いにあります。

3つ目の位置付けは、金融イノベーションのモデル地域です。中国は現在、金融分野における对外开放を推し進めています。天津市はその金融イノベーションのモデル、パイロット区に国が位置付けています。天津市の金融業の発展は絶好のチャンスに恵まれます。一部の金融におけるイノベーションツールを天津市において先立って試験できます。この金融のパイロット事業は現在、主に濱海新区と中国（天津）自由貿易試験区に限定されていますが、天津市は他にも金融面において優れた点があります。例えば、リース業において、現在、中国全体のリース資産の4分の1は天津市にあります。例えば航空機リース、船舶リース、海上輸送リース業務における割合が中国全体の80%を占めます。自動車の並行輸入も中国全体の75%のシェアを占めます。この面においても、更なる発展の可能性がります。

4つ目の位置付けが、改革開放の先行区です。天津市は今、中国税関の特別管轄地域として、特別管轄の経営体が最も多い都市の1つです。国家自由貿易試験区も天津市にあります。現在、自由貿易試験区のレベルアップを図っています。レベルアップとは、天津市が自由貿易港に向けて変化していることを指します。日中双方の貿易ビジネスにおいても絶好のチャンスを提供しています。

天津市が中央政府から与えられたこれらの位置付けを実現するためには、良好なビジネス環境が欠かせません。天津市政府と天津市共産党委員会は、天津市のビジネス環境の整備・改善を重要視し、近年一連の施策と政策に取り組んできました。1つ目は、権限の委譲と行政手続きの簡素化、そしてサービスの最適化の取り組みです。外国投資に対して、国民待遇とネガティブリストの管理制度を取り入れ、内外平等に扱い、企業の投資における活力を引き出していきます。市場のプレーヤーがより多くの企業発展プレミアムを享受できるようにしています。2つ目は、ビジネス環境の改善に、かつてないような力を注いで取り組んでいるところです。

「天津8条」という経営者のための良好なビジネス環境を創るための関連規定を制定し、この産業第一、経営者ファーストという理念を徹底して、企業の発展のためにサービスを尽くしています。特に今年に入ってから、天津市は、承諾制、標準化、スマート化、利便化などの行政許認可の制度改革を行ってきました。世界的なルール・基準を参考にして、行政許認可のスキルアップを図っています。各行政サービス部門においても、企業の皆様がさまざまな行政手続

きを1回で全部解決する目標に向けて、サービスの改善を推し進めているところです。企業のさまざまな課題・問題の解決を積極的にサポートし、国際的なルール・基準に合致するような都市づくりをしています。このような取り組みにより、日本の企業も含めて国内外の企業の天津への投資を積極的に誘致しようとしています。さらに、天津港におけるいろいろな費用の削減と環境整備に取り組んでいます。その取り組みにより、港としての競争力を高め、天津市を、国際ビジネスの発展に最も魅力のある町にしていくつもりです。3つ目は人材計画です。天津市はすでに「海河エリート」というアクションプランを立てています。特に戦略的な振興産業に焦点を絞り、国内外の優秀な人材を積極的に導入し、「人材強市」、すなわち人材によって天津市をさらに強い都市にしていく人材戦略です。いろいろな分野におけるトップの人材、リーダー人材、ハイエンドの人材、若手の人材など、優秀な人材を積極的に天津市に誘導し、天津市あるいは天津市の企業の今後の発展のために、人材を積極的に投入または備蓄していく計画です。

本日のこの意見交換会は、天津市がビジネス環境を改善する取り組みの1つでもあります。本日、皆様がこの会議の席で出されたいろいろな問題、困難また提案などについて、法律法規が許す範囲内であれば、この場で解決できるものはこの場で解決し、この場で解決できないことは持ち帰って各関係部署でなるべく早く調整をはかり、問題を解決したいと思います。本日の意見交換会が成功裏に終わることを祈念いたしまして私の発表は終わらせていただきます。

### (3) 日系企業が直面する問題についての意見交換（日系企業、天津市各政府部門）

（天津日本人会 永田会長）

年末のお忙しい中、恒例となりました市政府との意見交換会を今年も開催くださりありがとうございます。2016年から始まったこの意見交換会も今年で3年目。この意見交換会の開催に関して、副市长はじめ、商務局張愛国局長、高副局長を中心に調整などを取り計らってくださいまして、改めて、この場を借りて感謝します。

さて今年で3回目となる今日の意見交換会ですが、これまでと人数規模などを改めて、また日系企業側の問題や抱えている諸課題に関して、商務局あるいは市政府関係部署の皆様と直接、話をうかがう形式に変更しての開催と聞いています。本日は、諸課題を抱える日系企業も同席し、後程、各社代表から質疑をさせていただき手順になっています。よろしくお願ひします。

すでにご承知と思いますが、毎年夏頃にジェトロ北京事務所の協力のもと、「中国経済と日

本企業白書」が発行されています。これは全中国の日本人会、日本商会、あるいはその他日本人のコミュニティが抱えている諸課題を一冊にまとめた冊子です。現在、北京の日本大使館の横井大使も、各地に出張する際、各市政府、各省政府の方々にこの冊子を直接渡して、諸課題の解決に向けて協力を要請していると聞いています。また、天津市においては今年8月、張愛国局長にお渡ししました。天津市の日系企業が抱える諸課題も、製造業を中心に多岐に渡っています。素人の私から見ても、解決までに時間を要する課題も多いことを承知しています。これは私からのお願いになりますが、簡単に解決できそうな諸課題については早急に解決いただきたく、また毎年開催される意見交換会の成果・結果として我々も評価したく、引き続きご理解・ご協力をお願いします。また、従来から法律などの改正時、日系企業に対してその対処法などに関して市政府主催のセミナー、勉強会の開催を要望しておりました。これが都度開催されているということを最近知りました。ただ残念なことに、我々はまだその事実を知りません。今後は、市政府主催のセミナーや勉強会が開催される際には、ぜひ天津日本人会事務局にも連絡いただけると幸いです。

これから具体的な質疑に入ります。あいにく出席できない日系企業もあります。その日系企業から挙げられた諸課題を私から紹介します。後程、回答をお願いします。

#### 環境規制①、労務問題、政策説明会

西青経済技術開発区の日系企業からの質疑で、2点あります。

まず1つ目。登録上、揮発性有機化合物（VOC）対象外の企業にも、対象外であることを証明する要求がありました。実際にVOCを測定しなければならなくなり、測定するコストを含め、企業の負担が大きくなっています。あらかじめ企業の事業内容を確認し、その企業がVOC対象かそうではないかを明確にし、それに基づいた対応をお願いしたいという要望です。

2つ目が、天津市では北京市や河北省と比べると、通勤バスなど運転手の雇用に関して不定時の労働契約が認められにくいことです。このため他の従業員から不満が出て労務問題になり、企業の労務コスト負担も増えているという実態があるそうです。不定時労働契約の認可にあたっては、運転手などの勤務実態をよく調査した上で判断いただきたいという意見です。

ではこの後、各社からの質疑等あります。今回はこうした直接対話で、これまでにない意見交換ができそうだと我々も期待しています。

(天津市商務局)

永田会長が触れた問題は、個別問題としては2つありました。VOC対象企業の認定問題と、運転手の不定時労働契約の問題です。さらにもう1つ、共通的な問題、つまり法律法規の改正時の政府主催セミナー・説明会開催の問題についてです。各当局から質問に対して答える時に、例えば日系企業に今後注意してほしい、理解してほしいということがあれば、あわせて発言して下さい。

(天津市西青区商務委員会)

まず1問目のVOC対象認定についてです。西青区の生態環境局に事情を聞くと、現在、西青区内の企業に対して、VOC対象であるかどうかを企業が自ら証明する要請はしていないということです。VOC対象企業について、国の明確な規定と要請があります。この問題を提起した日系企業の名前を教えてください西青区の生態環境局が自ら企業に行きサポートをしたいと思います。また、西青区の生態環境局も、これから天津市生態環境局と相談して、他の企業で問題になっていないか調整を図りたいと思います。

(天津市日本人会 永田会長)

回答を私が持ち帰り、当該企業にフィードバックし、違った対応があれば、また後日相談したいと思います。ありがとうございます。

(天津市生態環境局)

VOCは、特にこの10年程、重要視されている問題です。VOCは有害なガスなので、VOCを含む製品をしっかりと管理をしなければなりません。基本的には、企業が使う原料、生産プロセス、製品などを通じてVOCの対象企業なのかを判断します。企業がVOC対象であるかどうかを判断する時の重要な根拠の1つが企業の環境評価報告書です。これを読んでVOCの対象企業であるかを判断します。

VOC排出のオンラインのモニターについて、基本的に2つの判断基準があります。一つは、1時間当たり2.5キロ、もう一つは1時間当たり排出風量が6万立方メートルです。一般のVOC対象企業は、基本的に3カ月に1回、実際に測定すればよいです。つまり、排出が一定基準以上の企業（1時間当たりの排出量2.5キロ以上、もしくは1時間当たり排出風量6万立方メー

トル以上) に対しては、オンラインで随時モニターをします。それ以外の基準値を下回る企業に対しては、基本的に3カ月に1回測定をしています。

(天津市日本人会 永田会長)

現在の基準はわかりました。今年何か基準が変わったのではなく、従来から同じ基準でしょうか。

(天津市生態環境局)

従来からの基準です。

(天津市日本人会 永田会長)

持ち帰って当該企業に伝えます。

(天津市商務局)

先ほど西青区からも話があったように、この問題を提起した企業の状況を、西青区の当局に紹介いただければ、西青区から対応いたします。

(天津市日本人会 永田会長)

そのように対処したいと思います。

(天津市商務局)

それでは2つ目のバス運転手の雇用問題について。まず人力資源・社会保障局からお願いします。

(天津市人力資源・社会保障局)

運転手の不定時労働契約の問題について、2つの概念があります。1つが労働契約そのもの、2つ目が不定時労働制という勤務の仕方です。質問が両方に絡んでいます。労働契約については、当局の認定、審査は特に必要ありません。企業と従業員の双方で、互いの意思で確認し認めさえすればその契約関係が成立します。



契約書、労働契約の中で、勤務時間という約定内容がありますが、これが非常に重要な協議事項です。一般的に、普通の勤務時間は当局の許認可が必要ないですが、特殊な勤務時間体制は、当局の許認可が必要です。勤務時間は、労働者にとって非常にコアな権利の1つです。労働時間の形態によって、例えば、従業員の健康状況、安全生産の問題等、いろいろな問題に絡んできます。勤務時間に関して、2つの類型があります。1つは標準労働時間、もう1つは特殊労働時間です。特殊労働時間はさらに2つあり、1つが不定時の労働時間制、もう1つは総合計算制です。

標準労働時間制は、当局の許認可を必要としません。しかし、特殊労働時間制は、当局の許認可が必要です。特殊労働時間制は、労働者の労働時間の延長と残業代の減少につながるからです。例えば、総合計算の特殊労働時間制になると、休日の残業代を給与の2倍とするなどの計算の仕方を取りません。また、不定時労働時間制になると、祝祭日以外の延長労働時間についても残業代を払いません。これは労働者の権利に関係します。中国政府の規定で、特殊労働時間制については当局の審査、許認可が必要です。

特殊労働時間制について、中央政府の人的資源・社会保障部と天津市人的資源・社会保障局が、関連の審査、許認可の管理方法、管理弁法を定めています。この特殊労働時間制を採用できるのは、標準労働時間制で実際の労働時間を計算することができない場合、もしくは、業務内容が非常に柔軟で不規則である場合に限られています。単純にこの職位、この職場で適用するかしないかという判断ではなく、当局の担当者が実際に会社の現場で業務内容や実情などを調査して判断をします。

最近、この特殊労働時間制の審査・許認可の手続きを簡素化するため、申請する時に提出する書類を4項目から1項目に減らしました。また、許認可の所要日数も、従来の20日間を5日間に短縮しました。さらに認定後の有効期間を、1年から2年に延長しました。

窓口も、従来の天津市労働局から、現在、各区の行政許認可センターに権限を委譲しています。企業所在区の行政許認可センターへ行けばこの申請ができます。

(天津市西青区政府)

西青区内の企業は、西青区の行政許認可センターに特殊労働時間制を申請し、許可を取ることができます。すでに、区内の2社がこの許可を取っています。1社はビルの管理会社と、もう1社は物流会社です。

2つ目に、企業サイドにおかれても、会社の利益だけでなく、従業員の権限、権利を損なわないように注意して下さい。つまり、企業自身の利益のために社員の権利を阻害することは避けて下さい。

3点目。この問題に直面している企業を教えていただければ、我々政府が、区の人的資源・社会保障局と区の企業サービス部の担当者を企業に行かせ、問題の調整・解決に協力します。企業がこの申請をしたら、当局の人が現場に行き実際の事情を把握した上で判断して許可を出します。

(天津市日本人会 永田会長)

労働契約の法的な見解と、西青区の対応ということ、回答ありがとうございました。この件の企業の方が出席していないので、持ち帰って、日本人会から本日聞いた内容を伝え、相談することがあれば、直接連絡します。その際はよろしくお願ひします。

(天津市商務局)

法律条例改正時、市政府が開催するセミナー・勉強会の要望について、天津市の政務服務センターから答えます。

(天津市政務服務センター)

非常にいい提案、質問です。この件に関しては、私が従来、自分が担当していた仕事です。先月まで私は、天津市人民政府法制弁公室で副主任を務めていました。天津市人民政府の法律顧問もしていました。私の今までの仕事は、主に立法関係の仕事でした。合計28年間、この分野でやってきました。例えば法律法規、そして行政機関の奨励などを作成するにあたって、我々は従来から実際に産業界あるいは市民の意見の聴取を非常に重要視してきました。中国の立法法でも、意見を聴取する規定が定められています。天津市に関わる法律法規、そして行政機関の奨励などの草案を天津市政府のウェブサイトに掲載して約1カ月間、意見を求めています。企業に関わる法律・法規の問題に関して、例えば汚染物排出に関して行政費用を徴収する場合、我々は必ず経営者、企業の代表を呼んで意見を聴取していました。また、天津市の省エネ条例をつくる時には、私が自ら天津開発区の日系企業に行き、意見を聴きました。

法律法規および行政の奨励などが実際に発表・実施されたら、我々は必ず法律の専門家に依

頼して英文翻訳を作成し、発表しています。

3点目。全ての法律法規およびその奨励が成立した後、我々はいずれもWTOのルールに則って、1カ月間の猶予期間を与えています。実際、発効は1カ月後になっています。この1カ月の猶予期間を与えることで、外資系企業に対してはこの法律法規の内容を理解できるような時間的な余裕も与えています。

4点目。今後日系企業の皆様がある立法に関して提案・意見があれば、以下の3つのルートで政府に伝えることができます。1つ目のルートは天津市人民代表大会常務委員会の法律工作委员会宛、2つ目のルートは天津市司法局宛、3つ目が天津市政務服務弁公室宛。天津市政務服務弁公室は同時に天津市ビジネス環境弁公室でもあります。天津市ビジネス環境弁公室は、天津市の各行政当局に対し指導的役割を果たしています。天津市のビジネス環境改善に対して意見・提案があれば、提出下さい。

(天津市日本人会 永田会長)

今施行されている法令・条例に関して、日系企業を含めた外資系企業がその法律・条例に関して意見を申し上げることもあるかもしれませんが、我々が望んでいるのは、新しい法律が制定される時、例えば大気汚染、安全、その他これまでよりも規定が厳しくなるといった時に、日系企業がどういう対応すればいいのか、新しい法令に基づいて対応するにはどう処置していけばいいのか、セミナーや勉強会を開いてほしいことです。

(天津市政務服務センター)

基本的に我々は、日本の企業を含めた外資系企業と中国企業を一律平等に扱っています。これはWTOの規定でもあり、WTOのルールに則り外資系企業に対しても国民待遇とし、差別化しないということです。法律の提供は一律平等です。安全生産と環境保護は、中国が近年、厳しく規制している分野です。これは、国民一人ひとりの安全あるいは健康に直接関わる問題です。日本でも、私が承知している限り同様に厳しく規制をしている分野です。私も日本にも行ったことがあります。日本空は青くてきれいで、また水もきれいです。これは、日本が長年にわたって環境と安全の面で厳しく政府が規制をしてきた結果だと思えます。

天津市には、安全生産に関して、「天津市安全生産条例」があります。また行政の奨励では、「天津市安全生産責任条例」があります。いかなる企業も、安全生産の主体です。内資系企業と

外資系企業というような区別は一切していません。環境面においても同様に、まず「天津市大気汚染防止条例」があります。「水環境防止条例」もあります。このような法律・条例などの実施は、環境の改善に欠かせません。関連の法律・法規はすべて、ネット上に公開しています。日本語版はないかもしれませんが、英語版はあるはずです。

## 環境規制②

(A社)

今回のこの意見交換会では指導いただき、相談したいことに時間を頂戴しました。一点目は生産安全に関する事案だったのですが、昨日まで天津市应急管理局と南開区商務委員会からいろいろ指導を受け、問題を解決することができました。急で申し訳ありませんが、本日のテーマから外させていただきます。

二点目は環境に関わるお願いです。先程、西青区の企業からもありましたが、当社は環境を大事にすることを経営方針とし、積極的に環境の保護を推進しています。当社では2年前に、工場からの排気の中にVOCが混入しているという指摘を受け、VOCの除去装置を設置しました。しかし、弊社で排出している排気の中に含まれるVOCは非常に少量で、環境管理値から見ればほとんどゼロに近いような値でした。指導いただいたということもあり、除去装置を設置しました。しかし、除去装置の設置には当然費用が発生します。これらの費用は全て製品コストの上昇につながってしまいます。当社としてはこれからも環境負荷削減に向け、より一層改善していきますが、当局からの指導も、環境管理値に基づいた指導をしていただけたら大変ありがたいと思います。環境を守るためには費用が発生することは十分に理解しています。当社が天津市またこの中国で競争力を維持していくためにも、一定の費用を最小限化していかなければいけないということを理解いただき、指導をお願いできればと考えます。当社がこれから取り組まなければいけないのは排水の化学的酸素要求量（COD）の管理だと思っています。私たちも、環境局の方にも相談しながら取り組んでいきたいと思っています。指導をお願いします。

(南開区環境局)

日頃、南開区の行政に対して注目、信頼いただきありがとうございます。話の中にあつた問題は、ガスと水の2つの問題に絡んでいると思います。まず、排気ガスですが、VOCは、大気に排出されます。CODは排水・排出があります。VOCの排出に関して、中国の環境関係の法律の

中に、明確な規定があります。「中華人民共和国大気汚染防止法」の45条に、「VOCを含む廃ガスを発生させる生産およびサービス活動は、密閉空間または設備の中で行い、かつ規定に従い汚染防止改善施設を取り付け、使用しなければならない。密閉できない場合は、措置を講じて廃ガスの排出を減らさなければならない」と規定されています。一方、排水の中のCODの排出に関しては、「水質汚染防止法」の第10条に、「水質汚染物を排出する場合は、国または地方が定める水質汚染物排出基準および重点水質汚染物排出総量規制指標を超えてはならない」と規定されています。つまり、公共の水系に排出する時には、汚染防止の設備をつけて、処理した後に基準値以下で排出しなければなりません。VOCに関してはなおさらです。貴社は南開区で十数年間事業をしてきました。中国の排出基準、また汚染防止を非常に重視してきた企業です。貴社の排水は、主にインクが入った排水です。1日約2トンの排出量です。排水は専用のパイプラインを通じて汚水処理施設で処理されています。いわゆるバイオ処理法で、曝気、沈殿、濾過、フィルター等を通じて、多重な処理の手段をとっています。処理した結果、中国の排出基準以下の水質で排出されています。かつ、この汚水の処理が長期にわたり非常に安定して、基準管制をしています。一方、排気の排出は、主にプリンターのドットヘッドが発生した排気です。その排気に関しては、既に活性炭による処理設備を導入して、排気処理しています。この設備で長期的・安定的に基準達成できるような処理を維持しています。貴社の事業が、完全に中国の環境関連の法律基準を守っており、排出なども基準を守ってきました。ある意味では中国の国内企業にしてもあるいは外資系企業にしても、環境基準管制のモデル企業であります。当然ながら、環境以外の面でも貴社は非常によく対応しています。例えば、貴社は中国環境科学学会の優秀企業に選ばれています。また、先日、自ら南開区の環境局と連携して、地域の住民に対して環境の知識や、企業の環境保全に対する取り組みなどをアピールしました。積極的な社会活動によって、企業の環境における社会責任をきちんと果たしてきました。

この場を借りまして、感謝したいと思います。また、今後も引き続き貴社、あるいは貴社のみならず他の企業とも連携しながら、よりよい環境の改善、環境の質の向上に貢献をしていただきたいと思います。また、もし今後、環境分野において何かのニーズや要望がありましたら、いつでもコンタクトをしてください。最大限のサポートをしたいと思っています。

公共交通インフラ整備

(B社)

創業してから2年間経って我々が困っている、西青区経済技術開発区の交通事情について少し話します。

我々の会社は、天津市西青区経済技術開発区にあります。交通機関は、161路の王穩荘工業区バス停の1本だけとなっています。この161路は天津市の中心を南に下り、西青経済技術開発区までとなっていますが、弊社の社員はこの路線付近に住んでいる従業員がほとんどいません。他の170路のバス停、地下鉄6号線の梅江会展中心駅は非常に遠く、通勤には使えない場所にあります。そのために弊社は一部車通勤を除いて、会社で通勤バスを用意して、社員の通勤に利用しています。このバス、それから運転手の費用が非常に高く、会社の経費の大きなウェイトを占めています。このためバスの台数も限られていて、通勤に時間がかかる社員が大勢います。社員からの改善要求の声も上がっています。採用活動の折に会社が遠いということで弊社への入社を見送った人もいました。公共バスの路線の充実と、それから地下鉄・電車、道路、駅で西青区経済技術開発区まで延びてくることがあれば非常にありがたいと思います。弊社は夜勤もありますので、遅くまでの運用があればもっとベターです。また、大きな道路は天源路しかありません。他にもう1本、ハイコンテナが通れる大きな道路があれば何かあった時に退避ルートがあり、非常に助かります。

今まで言ったことは弊社だけでなく、西青区経済技術開発区にある企業共通の課題感を持っていると考えます。今すぐという話ではないですが、将来的にご一考を願えればと考えております。

(天津市住宅・都市農村建設委員会)

私がまずコメント後、市の規画自然資源局と区の責任者からコメントがあります。私が所属している住宅・都市農村建設委員会は、主に天津市の地下鉄の規画などを担当しています。天津市の事情についてまず紹介します。

2005年10月と2015年9月、2回にわたり中央政府の国家發展改革委員会が天津市の地下鉄の計画・規画を承認しました。これにより天津市では、合計14ライン、513キロの地下鉄建設計画が承認されました。天津市街地は、1号線から11号線までの計画になります。市街地には現在、合計で、1号線、2号線、3号線、6号線、9号線と、最近開通した5号線があります。濱海新区に合計3ラインあります。濱海新区の3ラインは、合計128キロ、市内の1号線から

11号線の計画は合計385キロとなります。すでに開通した路線は、合計220キロです。これが現在の天津市における地下鉄の整備計画です。

貴社が所在している開発区には、7号線の計画がありますが、7号線の貴社に最も近い駅から貴社までの直線距離は約10キロあります。この7号線の貴社まで約10キロ離れている駅の建設計画は、すでに政府から正式に承認されています。場合によって微調整はあるかもしれませんが、具体的な微調整は、天津市規画自然資源局との間で行われます。今手元に持っているカラーコピーは、天津市の全体の地下鉄網の計画です。これはインターネットにも掲載しています。

(天津市道路輸送管理局)

バス路線について皆様に紹介します。

現時点で西青区の王穩荘に、開発区を通る2本のバスがあります。161号と168号です。この161号路線バスは、天津市の大港から天津西駅までの路線です。その途中に王穩荘鎮というバス停があります。この路線バスはかなり長距離で、紅橋区、南開区、西青区、濱海新区、また市内の重要な地域を全部通る路線バスです。ある意味ではこの路線バスが、天津市の市民の重要な足でもあります。またもう1本の路線バス、168号バスも、同じように王穩荘に途中停車します。この168号バスは161号路線バスとほぼ同じ方向に走っています。実は最近新たに2本の路線バスを試運転しています。具体的には761号と762号の2本の路線バスです。そのうち、761号路線バスは、天津市のスポーツ中心が始発で終点は王穩荘バス停です。もう1本の762号路線バスは、始発が王穩荘のバス停で西青区工業園への路線バスです。この2本の新規の路線バスが、現時点では試運転中で、2019年1月1日から正式運転に入ります。

今後、この開発区の4本の路線バスについて、区内の企業へのサービス、また運転の安全などの面で、強化しようという考えがあります。この沿線の企業あるいは周辺の住民からの要望、また実際のバスの乗客数などを計算しながら、路線の最適化を図っています。

3点目、実際の路線バスの運行について、意見、提案がありましたら、いつでもわれわれにコンタクトしてほしいです。我々としても今後、西青区政府、あるいは区の道路輸送管理局および開発区委員会などと協力しながら、実際に入居している企業の皆様、特に日本企業の皆様によりよいサービスを提供していきたいと思っております。

(天津市規画自然資源局)

天津市規画自然資源局は主に天津市のレール交通の全体の規画と調整を担当しています。我々も周辺の郊外地域と都市群との間のレール交通の連結について重視しています。2013年に我々は天津市政府に対して天津市全体におけるレール交通の全体のプランを提出しました。その計画で、西青区には2本の電車が通る予定です。うち1本が先程話に出た地下鉄7号線です。この7号線は天津市の南北方向の基幹線路でもあります。7号線の南の始発となる西青区の駅から、北へ向かって北辰区の駅まで南北をつなぐラインとなります。この沿線は、梅江会展中心、オリンピックスポーツセンターなど重点地域を通る予定です。7号線はすでに着工しています。完成予定が2022年もしくは2023年です。もう1本のラインが、地下鉄12号線です。西青区の大寺新家園から、北辰区までつなぐラインです。市街地を通る、放射線状のラインです。途中で天津西駅、解放南路などの地域を通ります。この2本のラインで、西青経済開発区の大部分のエリアをカバーできるようになります。王穩荘には地下鉄7号線に乗り換える駅もあります。このような地下鉄の開通に伴い、区内企業の通勤問題がだいぶ解消できると思います。開発区内の企業からさらなる要望等がありましたら、我々の今後の地下鉄網調整時に、考慮していきたいと思います。

(天津市西青区政府)

地下鉄あるいはバス路線の整備は、市の関係部署で計画を立てて、順次整備していきます。私の方から、開発区への第2の通路について補足します。

この天源道は、鉄道線路の高さ調整工事が原因で、渋滞が深刻だったのですが、すでに解消しています。ただ、現在もこの道路が開発区の車両の出入りのニーズに十分に応えられていないので、政府の方では第2の道路の計画を立てています。この第2の道路、幹線の審査はすでに終わっています。この道路に関する柱の工事はすでに終わっています。南環状の鉄道線との交差の問題があるので、鉄道関係局とこれから交渉に入る予定です。我々も1日も早く進めて、なるべく早いこの第2の道路の完成に向けて努力していきたいと思います。開発区内の企業の出入り問題が1日も早く解消できるように頑張ります。高副局長から、ぜひ南環状の鉄道線の当局に働きかけてほしいです。正式な公文書を出しているのですが、なかなか返事が来ません。その調整に協力をお願いします。

行政手続き (会社登記簡易抹消、銀行口座抹消、法定代表者交代、公印)



(C社)

日系企業の会社登記抹消手続終了後の外国（本国）への送金の問題です。国の政策に基づき企業が登記抹消手続を行う時、簡易抹消手続ができるようになりました。簡易抹消手続では、抹消手続を受けた関連部門から清算委員会の設立に対する要求がなく、清算報告書についても強制的な要求がありません。しかし、簡易登記抹消手続を終了した企業が、日本へ資本金の送金をする際、銀行から外貨管理局の要求に基づき、関連の抹消審査部門に提出した清算委員会成立の法律的な証明資料、および会計事務所が作成した清算報告書を提出することを要求されました。この問題に面した際、弊社は天津市商務局の協力を得て一応円満に解決をしましたが、今後、他の企業にもこういう問題が生じるかもしれないので、この問題を提出しました。

銀行口座抹消と法定代表者の交代手続きの証明問題に関して、一緒に問題を提起します。銀行口座の抹消手続きと法定代表人の変更手続きに関して、多くの銀行では必ず法定代表人のパスポートの原本を提出することを要求しています。しかし、一般的に、企業の法定代表人は本社におり、天津市に駐在していないことが多いです。この手続きをするために、わざわざ中国に来なければいけないということがありました。また、銀行側に抹消手続きの申請を提出してから、大体3カ月時間がかかり、企業にとって負担となっています。企業の状況を把握して、もっと簡単な方法がとれないか、意見をうかがいます。

(中国人民銀行天津分行)

私は資本項目管理処の処員です。簡易手続きによる清算時の送金問題、あるいは銀行口座抹消手続きの問題について、実際のオペレーションの権限は、既に銀行に権限委譲をしています。また、管理の政策あるいはガイドラインは北京にある外貨管理総局でルールとガイドラインをつくっています。天津市分局はあくまで外貨管理総局の定めた方針とルールに基づいて実際の執務を指導します。会社清算時の簡易登記抹消手続きは新しい制度であり、従来の外貨に関するガイドラインや指針に、まだ反映されていない状況です。我々は、企業が直面したこのような問題があった時に、現場での調整をします。同時に、外貨管理総局に情報をフィードバックしてなるべく早く簡易登記抹消手続きに関わるガイドラインや指針をつくるように督促します。

法人代表者が交代するときに本人が現場に来ないといけないというルールはおそらく別の

官庁に関わる話ではないかと思います。外貨管理局や銀行ではそういう要求はないはずです。法人代表者が交代する時に本人の出頭を要求することが中国人民銀行の別の部署に関わる管理の問題であれば、それを持ち帰って関係部署に確認します。

(天津市市場管理監督委員会)

私は市場管理監督委員会の審査、許認可処から来ました。主に外資系企業の登録などを担当しています。会社清算時の簡易登記抹消手続きと法人代表者交代手続きについてコメントします。まず簡易登記抹消手続きです。この簡易登記抹消手続きは、債権債務に問題がない、あるいは債権債務の問題が解決済みの企業だけを対象にしています。普通の清算手続きに比べると、提出する書類の数が少なく、清算終了までの時間が短いという違いがあります。簡易登記抹消手続きは、実は普通の清算手続きと同じで、清算手続きが終わった後に企業の登記抹消の証明書を提出しなければなりません。

法人代表者が交代する時に、パスポート原本の提出と本人の出頭の必要という問題に関して、我々は全ての法的手続きで、法人代表者本人の現場への出頭とパスポート原本の提出は一切求めています。

(C社)

会社の公印の持ち出しに関する問題です。行政手続を行う際、多くの行政部門に会社の公印を持って行かなくてはいけないことがありました。会社の公印を社外に持ち出すことは、書類偽造のリスクが生じ、管理を難しくし、会社の利益が損害されるのではないかと考えます。そのため、今後行政部門で書類を処理する際は、公印の使用を減らす、あるいは他の方法で処理することができないかおうかがいします。

(天津市税務局)

会社公印の問題について、全中国において、税務総局が定めたフォーマットに記入して提出することになります。書類を提出する時に必ず会社公印を押印することを求めています。なぜかという、法人名義での提出と個人名義での提出を区別するために、法人名義のものは必ず会社公印を押印しなければいけないというルールがあるからです。今、質問に出てきた問題について、対応方法が2つあります。皆さんご存知のように、中央政府の機構改革で、地方税務

局と国家税務局が統合されました。この改革に伴い、電子税務という制度ができ、各企業・納税者は、CA証書というものを申請すれば、すべての申告がネット上、オンラインでできるようになります。ネットで提出したものを書類ベースでの提出とみなす、ということで、電子税務申告が可能になります。これが1つの方法です。もう1つは、税務局のホームページから関連の申告書類をダウンロードして、プリントして、社内で会社公印を押印して提出する方法です。そうすることによって会社公印を持ち出す必要がなくなります。

### 土地の用途変更

(C社)

電気自動車増産により物流産業のインフラ整備のニーズも激増しています。TEDA地区のある日系企業は経済開発区で土地使用权を購入し、そこで物流業を始める予定でした。購入した土地の性質が工業用地で、物流業を営むためには工業用地の土地の性質を物流用地に変更しなくては行けないと言われました。工業用地を物流用地に変更するための関連の政策、法律と必要な書類について教えてください。土地の用途変更手続きをすることの難しさについても教えてください。

(天津市規画自然資源局)

工業用地を物流用地へ転換することは、全体の土地の使用規画の調整になるので、相当難しいと思います。今のケースで、例えば濱海新区や開発区の当局に相談してみてもいいのですが、土地の性質の調整は今の法律と規定からすると、難度が高く、かつ予測不可能性も高いので、物流ビジネスをやろうとするなら、物流用地を直接購入の方が効率的ではないかと思います。

(天津市濱海新区規画処)

土地の用途に関しては市の管理規定があるので、すでに購入した土地の使用用途の転換、つまり土地規画の転換は、原則できません。

### 危険品管理

(天津市应急管理局)

我々の普段の仕事は主に工業および商業分野における安全の管理監督の仕事です。

質問の中で、危険品の取り扱いに触れていなかったのですが、事前にいただいた質問リストには危険品の問題が入っているので、危険品管理に関して状況を紹介します。

危険品は物理化学的な特性もあり、その危険について厳格な管理を行う必要があります。これは国際的にも同じです。いただいた質問に2つの要請があります。1つは専用の危険品倉庫を作る提案と、もう1つは企業の内部、社内で危険品の間倉庫を作ることです。企業の内部に危険品倉庫を作るとは、新築にしても、改造・拡大にしても、いずれも現地の関係当局の承認が必要です。それは規画部門か、あるいは消防部門が管理しています。もう1つ、専用の危険品倉庫を作ることについて、中国政府のかなり厳しい基準があります。例えば国家重点プロジェクトであること、危険品倉庫の周辺半径1キロ以内に住民がいないこと、業者自身が危険品を扱う資格があることのいずれもが条件となります。質問を挙げた電気部品メーカーの場合、危険品を取り扱う資格がないと思います。危険品にはいろいろな種類があるので、どう扱うかは非常に複雑です。私の提案は、地元の消防あるいは安全生産監督局に相談することです。消防当局は、機構改革に伴って機能、職責などもかなり変更されています。ぜひ地元の当局に相談してみてください。

またこの場を借りて在天津の日系企業の皆様が日頃、安全生産にいろいろと取り組んでいることに感謝します。私が承知している限り、何年にもわたって今まで日系企業で発生した重大な安全生産事故は1件もありません。皆様が普段から安全生産にかなり注意を払って取り組んでいることに本当に感謝しています。安全、環境は規制が厳しくなっていますが、不法企業に対する取締りを強化することは、天津市のビジネス環境の改善にもつながります。

## 税務

(D社)

税制変更に関するお願いがあります。

今年5月、増値税の率が17%から16%に変更されました。この減税は我々企業にとってはいろいろとありがたく、大変感謝しています。この税制変更に伴う実施の取り組みについて、具体的には今年の4月と5月、私どもとお得意先様との間で実務上の法の解釈と取り扱いの相違があり、対応がうまくできないことがありました。今回のようなことが今後起きないために、今後税制変更の時に、できれば実務上の具体的な取り組みの実態をお伝えして、どんな形でどんなケースがあてはまるかといった指導を仰ぎたいと共に、具体的な事例をもとに、対応要領

を理解しやすく例えば文書のような形で提示いただければありがたいと思います。

(天津市税務局)

近年、特にこの2年間で中国の税務改革、主に増値税に絡む税制の変更が目立っています。例えば2016年5月1日にまず、金融・不動産などを含めた4大業種について、従来の営業税から増値税へと変換しました。2017年7月1日に、増値税の税率を従来の4段階から3段階に変更しました。つまり、13%の増値税の税率をなくしました。3回目の変更が2018年5月、増値税の税率を17%を16%に、11%を10%に引き下げました。増値税は主にこの3回、変更しました。

税制の変更に伴って、税務当局は、例えばウェブサイト、12366という電話のホットライン、担当者向け研修・セミナー等、いろいろな形の宣伝・研修を行っています。税務総局とは、増値税の税制変更に伴って、貨物、サービスおよび不動産分野における増値税の納税に関して、特別な解釈もしています。企業で具体的にまだ理解できない部分があったり、疑問があったりすれば、我々はさらに個別企業、あるいは似たような企業に対して、個別的な解釈や指導を行うことも可能です。業務上、不明なことがあれば、あるいは振り返ることがあれば、税務局に来て問い合わせしてほしいと思います。中国は今、税制の大きな改革の時期にあるので、税務政策が実際のビジネスとうまくマッチしないこともあり得るかと思います。皆様との交流を通じて、例えば政策面で理解が足りないことがあれば、我々が解釈を施し、あるいは説明することができます。また、ビジネスの形態により、現在の税制に無理がある、あるいは問題があるというようなことがあれば、我々もその状況を税務総局に素早くフィードバックし、今後の対応を考えていきたいと思います。

#### (4) 総括

(ジェトロ北京事務所 堂ノ上所長)

私がこの座談会に参加するのは去年に続いて2回目です。最初に、長時間、真剣に質問に答えていただいた天津市の各部門の皆様、また人民銀行など関係部門の皆様に感謝の意を申し上げます。また、事前に準備いただいた日系企業の皆様に心から敬意を表します。

去年とは形式を変えて開催していただきました。去年も大勢の皆様が参加されて内容の濃い、盛大な会だったと思いますが、今年印象深かったのは、私たち、日系企業側と関係部門の皆様

との距離がたいへん近づいたことです。物理的にも十分近いですし、また交流の内容もたいへん近い距離からむしろ詳細な踏み込んだ意見交換ができたのではないかと思います。

最初に高副局長から、この場で解決できるものはできるだけ解決し、できないものは持ち帰ってできるだけ早く解決に導くとおっしゃっていただきました。その通りにここで答えていただけのものは解釈を明確にさせていただきました。またそうでないものについて、ハイレベルの幹部の皆様からいつでも相談に来てくださいという話をいただいたことは、まさに高副局長の最初にお考えになった通りに話が進んだのではないかと思います。

特に3つ、印象に残ったことを申し上げたいと思います。1つは、交通の問題は都市計画にも関わるので時間がかかる問題だということで質問がありました。多岐にわたる関係部門が、すでに計画中の路線について具体的、詳細に説明するとともに、今後の路線の拡張についてどんどん意見を言ってくれ、これを反映させるからとおっしゃいました。この2つの点から親切にお答えいただけたと思います。2つ目は、中国人民銀行の方が答えていただいた内容ですが、銀行に権限が委譲されていたり、中央の総局に権限があったりする中で、担当ではないことでも中央政府や、他の担当部門にお伝えいただけるといことで、私たちが相談できる親切的な姿勢を示していただけたことです。3つ目は、税務局の方が会社公印の話をしたとき、会社公印が必要な理由をわかりやすく説明いただいた上に、会社印を持ち出せない場合の方法を専門の立場からお答えいただき、解決方法を一緒に考えていこうという姿勢で臨まれたことであります。

その上で2つ、お願いを最後に申し上げたいと思います。1つは環境規制の話をした企業に対し、環境部門からたいへん模範的な企業であると話が出ました。また、応急管理局から安全生産面で日系企業は問題を起こしていないことに言及がありました。まさに日本の企業は法律・政策を真剣に守ろうという姿勢で企業を運営しています。問題のある企業を摘発するというのは環境改善に役立つということは、まさにその通りであると同時に、こうした合法的に営業している企業の権益を守るという観点からも、こうした企業の要望を丁寧に聞いていただければと思います。それからもう1つは、先程、政務服務弁公室の王副主任がおっしゃいました政策決定の際にはパブリックコメントを求めて一定準備期間を設けること、企業の意見を十分に聴き取った上で行うことなど、これはまさに日本企業のさまざまな要望をまとめる時に、必ず出てくるいちばん大きな柱となる要望でした。この点について、王副主任の明確かつ強力な回答に心強い思いをいたしました。その上でお願いですが、天津市では製造業を中心に中小企業も

含む多くの企業が出てきています。こうした企業はなかなかウェブサイト上の説明を見るだけでは、重要な政策内容の理解が不十分で、どのように対応したらいいかなかなかわかりません。そこを直接聴きたいという要望があるのも事実です。すべての政策ということは無理かもしれませんが、特に企業に大きな影響があることについては、もちろん外国企業だけでなくもいいのですが、すべての企業に対する説明の機会または特に外資系企業に対する影響の大きなことは外資系企業対象の説明会の機会を設けていただけると、環境の改善に役立つと思います。同じようなことを北京市投資促進局に要望して、実現した例もあります。こうしたきめ細かな配慮は企業にとってありがたいことでもあります。王副主任、高副局長からも、配慮いただければ幸いです。

最後に、高副局長をはじめ各関係部門の皆様方に改めて御礼と、今後の日系企業に対するさまざまな配慮をお願いしまして、私の最後の総括とさせていただきます。ありがとうございました。

(天津市政務服務センター 王副主任)

ご提案ありがとうございました。天津市の全ての法律法規、行政規則の新設・改正は、ウェブサイト上のみならず、「天津日報」という新聞にも全文を載せます。所長が提案した法律法規などの新規の内容について、特に外資系企業などに対して宣伝あるいは解釈あるいは研修などをしてほしいという提案については、私が持ち帰って、天津市人民代表大会常務委員会と天津市司法局にもその意見を伝えます。また私の所属部署でも今後念頭に置いて取り組んでいきたいと思います。本日各社からお越しの通訳の方は、語学力もかなり高いので、ウェブサイトにも新聞にも載せている新しい法律の内容を十分に読んで理解し、経営者に伝えるようにお願いします。私の所属するもう一つの部署は、ビジネス環境サービス弁公室という組織です。日頃企業の皆様にいろいろとサービスを提供するのが我々の本来の仕事です。

(天津市商務局)

皆様ありがとうございました。本日は日本の皆様からいろいろ貴重な意見・質問があり、また天津側の関係当局も丁寧に答えたと思います。本日答えられなかった、結論がなかった問題については、引き続き我々も持ち帰ってフォローアップして、早めに解決できるように工夫します。当然ながら法律法規などを守る前提で各関係機関などと調整をしながら、在天津日系企

業の皆様には最善のサービスを尽くしていきたいと思っています。また、各関係当局におかれても、日本の企業の皆様とコンタクトできるような環境を整備して、問題を早期解決できるようにその条件をつくって下さい。そろそろ新年を迎えますが、日本の皆様、また中国の各関係の皆様にも、新年のお祝いを申し上げ、皆様のご健勝とご健康をお祈りします。長時間、皆様、ご苦勞様でした。ありがとうございました。

以上

(注) 本資料は、意見交換会での発言をテープ起こしし、ジェトロで整理したものです。本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

※禁無断転載